

第6章 解体等工事の周辺への周知

1.	概要
2.	掲示の義務等
3.	掲示の例
4.	掲示に関する根拠法令等(参考) 大気汚染防止法関係 石綿障害予防規則の事前調査結果の掲示に係る規定 関係通知

1. 概要

解体等工事の発注者、自主施工者及び施工者等は、被災地での解体等工事であることを考慮し、解体等工事に先立ち法令等に定められた掲示を実施するとともに、周辺住民の不安を解消するため、情報の開示等について、平常時以上の配慮に努めること。

2. 掲示の義務等

【実施事項】

解体等作業の実施に当たっての掲示は、平常時においても実施されているところであるが、災害時においては、より分かりやすい場所へ確実な設置を行うこと。

【解説】

大気汚染防止法第18条の17第4項では、解体等事前調査の結果について、調査を行った者は、解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならないと規定されており、同法施行規則第16条の9及び第16条の10には掲示の方法及び事項が定められている。

また、特定粉じん排出等作業に該当する場合には、大気汚染防止法施行規則第16条の4に基づいて、必要事項を表示した掲示板の設置が必要となる。

石綿障害予防規則においても、調査結果の掲示の義務が規定されている他、厚生労働省から関係業界団体等に対し、石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について通知が行われている。

上記の通知に基づく掲示板に大気汚染防止法施行規則に規定する掲示事項を追記する形で記載することが一般的である。掲示の例を、『3. 掲示の例』に示す。

根拠となる大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則、石綿障害予防規則及び通知の抜粋を『4. 掲示に関する根拠法令等(参考)』に示した。

また、平常時の対応を想定したものであるが、「解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」(平成29年3月 環境省)も適宜参照す

る。特に、災害発生後に大規模な解体等を行う場合は、通常の掲示に加え、避難所やコミュニティセンター等での解体等事前調査結果の掲示も有効と考えられる。

3. 掲示の例

(1) 特定建築材料（レベル1、2）使用、レベル3使用なしの場合

レベル1、2(石綿届出対象)記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
☐ 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出 ☐ 石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出 ☐ 大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による作業実施の届出 を行っております。 石綿障害予防規則第3条第3項及び大気汚染防止法第18条の17第4項及び同法施行規則第16条の4第1号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所		発注者等(大気汚染防止法による届出者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○	
届出先及び届出年月日 東京○○労働基準監督署 平成○○年○○月○○日 東京(都・道・府・県) ○○市(区) 平成○○年○○月○○日		住所 東京都○○区	
調査終了年月日 平成○○年○○月○○日		元請業者(特定工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
看板表示日 平成○○年○○月○○日		住所 東京都○○区	
解体等工事期間 平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月○○日		現場責任者氏名 ○○○○	
特定粉じん排出等の作業期間 平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月○○日		連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx	
調査方法の概要(調査箇所) 設計図書の確認 現場での目視及び石綿含有率の分析 (調査箇所) 1階~5階		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)		調査者(分析等の実施者) 氏名又は名称 現地調査・試料採取を実施した者 ① 建築物石綿含有建材調査者 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 分析を実施した者 ② ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所 ① 東京都○○区○○ ② 埼玉県○○市○○	
特定粉じん排出等作業の方法 除去 → 囲い込み・封じ込め・その他 機種・型式・設置数 ・機種:負圧除塵装置 ・型式:○○○-2000 ・設置数:○台		その他必要な事項	
特定建築材料の処理方法 機種・型式・設置数 ・機種:負圧除塵装置 ・型式:○○○-2000 ・設置数:○台			
排気能力(㎡/min) ○○㎡/min(1時間あたりの換気回数4回)・詳細は添付資料の通り			
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%) HEPAフィルター・捕集効率:99.97%・粒子径:0.3μm			
使用する資材及びその種類 ・湿潤剤:○○○○・固化剤:○○○○ ・隔離用シート(床0mm、その他0mm)・接着テープ等			
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法 (例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法			
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(平成○○年 ○月 ○日届出)			

60cm以上

40cm以上

(一社)日本建設業連合会 2014年6月作成

出典：石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10版] 平成29年3月 厚生労働省付録VI.

日本建設業連合会モデル様式に同マニュアル改訂に係る検討会が加筆したもの

(2) 特定建築材料不使用+レベル3使用（上段：条例なし、下段：条例あり）

レベル3(届出不要)記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。	
事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所	
調査終了年月日 平成○○年 ○月 ○日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
看板表示日 平成○○年 ○月 ○日	住所 東京都○○区
解体等工事期間:平成○○年 ○月 ○日～平成○○年 ○月 ○日	現場責任者氏名 ○○○○
調査方法の概要(調査箇所) 設計図書その他の資料の確認 現場での目視 (調査箇所) 1階～3階、外壁	連絡場所 TEL.03-×××-×××× ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
調査結果(部分と石綿含有建材の種類) ☐ 石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません) ☒ 特定工事に該当しませんが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。 (石綿含有建材の種類等) 1階 床 Pタイル 2階 天井 ケイ酸カルシウム版 3階 壁 ケイ酸カルシウム版 外壁 スレート板 (石綿粉じんの飛散防止対策の内容) 立入禁止措置、湿潤措置	調査者(分析等の実施者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 現地調査・試料採取を実施した者 ① 石綿作業主任者 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 分析を実施した者 ② ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所 ① 東京都○○区○○ ② 埼玉県○○市○○ その他必要な事項

(一社)日本建設業連合会 2014年6月作成

レベル3(石綿届出対象)記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
石綿障害予防規則及び石綿に関する条例等に基づき、適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。	
(関連する条例等) ○○市生活環境の保全等に関する条例第○節第○条、同法施行規則第○節第○条	
事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所	
届出先及び届出年月日 都・道・府・県 ○○○(市)区 平成○○年○○月○○日	発注者等 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日 平成○○年○○月○○日	住所 神奈川県川崎市○○
看板表示日 平成○○年○○月○○日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
解体等工事期間:平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日	住所 東京都○○区
調査方法の概要(調査箇所) 設計図書その他の資料の確認 現場での目視 (調査箇所) 1階～3階、外壁	現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL.03-×××-×××× ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
調査結果の概要(部分と石綿含有建材の種類) 特定工事に該当しませんが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。 (石綿含有建材の種類等) 1階 床 Pタイル 2階 天井 ケイ酸カルシウム版 3階 壁 ケイ酸カルシウム版 外壁 スレート板 石綿粉じんの飛散防止対策の内容 立入禁止措置、湿潤措置	調査者(分析等の実施者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 現地調査・試料採取を実施した者 ① 日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ 分析を実施した者 ② ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所 ① 東京都○○区○○ ② 埼玉県○○市○○ その他必要な事項

(例えば、川崎市の場合:40cm以上)

(例えば、川崎市の場合:60cm以上)

(一社)日本建設業連合会 2014年6月作成

出典：石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10版] 平成29年3月 厚生労働省付録VI.

日本建設業連合会モデル様式に同マニュアル改訂に係る検討会が加筆したもの

(3) 石綿不使用

石綿未使用記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。		
事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	平成○○年 ○月 ○日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
看板表示日	平成○○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名)
解体等工事期間: 平成○○年 ○月 ○日～平成○○年 ○月 ○日		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
調査方法の概要(調査箇所)		住所
設計図書その他の資料の確認 現場での目視及び石綿含有の分析		東京都○○区
(調査箇所) 1階～3階、外壁		現場責任者氏名 ○○○○
		連絡場所 TEL 03-×××-××××
調査結果(部分と石綿含有建材の種類)		———を石綿作業主任者に選任しています。
☒ 石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		調査者(分析等の実施者)
☐ 特定工事に該当ませんが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。 (石綿含有建材の種類等)		氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名)
		現地調査・試料採取を実施した者
		① 日本アスベスト調査診断協会登録者
		氏名 ○○ ○○
		分析を実施した者
		② ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○
		住所
		① 東京都○○区○○
		② 埼玉県○○市○○
(石綿粉じんの飛散防止対策の内容)		その他必要な事項

(一社)日本建設業連合会 2014年6月作成

出典：石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版] 平成 29 年 3 月厚生労働省 付録VI.

日本建設業連合会モデル様式に同マニュアル改訂に係る検討会が加筆したもの

4. 掲示に関する根拠法令等(参考)

4.1 大気汚染防止法関係

大気汚染防止法（抜粋）

（解体等工事に係る調査及び説明等）

第十八条の十七

4 第一項及び前項の規定による調査を行つた者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

大気汚染防止法施行規則（抜粋）

（作業基準）

第十六条の四

石綿に係る法第十八条の十四 の作業基準は、次のとおりとする。

一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。

イ 法第十八条の十五第一項 又は第二項 の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

二 （省略）

（解体等工事に係る掲示の方法）

第十六条の九

法第十八条の十七第四項 の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

（解体等工事に係る掲示の事項）

第十六条の十

法第十八条の十七第四項 の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十八条の十七第一項 又は第三項 の規定による調査を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 調査を終了した年月日

三 調査の方法

四 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（抜粋）

環水大大発第 1405294 号 平成 26 年 5 月 29 日

第3 解体等工事に係る調査及び説明等

5 解体等工事に係る掲示

新法第 18 条の 17 第 1 項及び第 3 項の規定による特定工事に該当するか否かの調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、掲示板を設けることにより、調査の結果、調査を行った者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は、その代表者の氏名も加える。）、調査を終了した年月日、調査の方法並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならないこととした。（新法第 18 条の 17 第 4 項、新省令第 16 条の 9 及び第 16 条の 10）

なお、「調査の結果」とは、特定工事に該当するか否かの調査の結果をいい、「調査の方法」とは、分析による調査、目視、設計図書等により調査することをいう。また、当該掲示については、具体的な様式を定めておらず、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えない。また、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要はない。

4.2 石綿障害予防規則の事前調査結果の掲示に係る規定

石綿障害予防規則（抜粋）

（事前調査）

第三条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

（中略）

3 事業者は、第一項各号に掲げる作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 第一項の調査（前項の調査を行った場合にあっては、前二項の調査。次号において同じ。）を終了した年月日

二 第一項の調査の方法及び結果の概要

4.3 関連通知

基安発第 0802001 号
平成 17 年 8 月 2 日

社団法人 日本建設業団体連合会会長	}	殿
社団法人 全国建設業協会会長		
社団法人 建築業協会会長		
社団法人 全国中小建設業協会会長		
社団法人 全国解体工事業団体連合会会長 建設業労働災害防止協会会長		

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石
綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について

石綿による健康障害については、石綿を製造、取り扱う作業に従事する労働者はもとより、関係事業場の周辺住民にも不安が生じているところです。

とりわけ、今後、石綿を使用した建築物等の解体等の作業が増加することが予想される中、石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底とその周知は、当該作業に従事する労働者はもとより、解体等の作業が行われる現場の周辺住民の不安の解消の観点からも強く求められているところです。

このため、貴職におかれましては、下記事項について、傘下会員事業場に対して周知徹底されるよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿のばく露防止対策等の実施内容の掲示について

石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては、所轄労働基準監督署長に石綿に関する計画の届出・作業の届出を行った上で石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を講じなければならない場合と、当該届出を行うことなく石綿のばく露防止対策等を講じなければならない場合がある。

前者の場合については石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づく届出が行われていること及び石綿のばく露防止対策等の実施内容を関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場の見やすい場所に掲示すること（別紙 1 参照）、また、後者については石綿のばく露防止対策等の実施内容を同様に掲示すること（別紙 2 参照）。

なお、石綿を使用していない建築物等の解体等の作業については、石綿が使用されていないことを同様に掲示すること（別紙 3 参照）。

2 石綿のばく露防止対策等の確実な実施について

石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては、石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底を図ること。

※別紙（略）